

交渉情報	NO.36	日本郵便信越支社 郵便・物流オペレーション部
JP労組信越地方本部	2019年11月19日	添付資料:2枚

宮越郵便局（旧集配センター）の郵便区調整に関する具体的実施計画

並びに具体的要員措置計画に対する地方交渉の整理について

関連：信越地本第 28 号（2019.11.12）

地方本部は 11 月 19 日に「宮越郵便局（旧集配センター）の郵便区調整に関する具体的実施計画並びに具体的要員措置計画」に対して意見表明を提出し、地方交渉を展開してきました。

本日、別紙を持って整理をはかりましたので周知します。

最終整理にあたり、信越支社 永池郵便・物流オペレーション部長より、「本施策について、具体的実施計画を 11 月 1 日に、具体的要員措置計画を 11 月 7 日に提示させていただいた。これに対し J P 労組信越地方本部からは、具体的実施計画並びに具体的要員措置計画に対する意見表明を 11 月 12 日にいただき、本日までの間、短期間であるが、窓口で精力的に交渉いただき、本日、大綱整理の運びとなった。感謝申し上げる。ここ数年、郵便区の統合等様々な点において郵便業務の変更や調整を行っているが、その際にうまくいかなかった点もあり、それらの反省を生かしていきたい。今後、支社から郵便区調整に向けた取組文書を発出し、自治体やお客さま対応を行っていく。一致協力し、取り組んでいきたい。引き続きの協力をお願いする。」との決意が示されました。

地方本部を代表して関川書記長からは、「11 月 1 に具体的実施計画を、11 月 7 日に要員措置計画を受け、その後、意見表明をさせていただきながら、様々な交渉を積み上げ、本日に至ったところ。これから 3 月 2 日の実施予定日までの間、お客さまへの周知を丁寧に行い、郵便局ブランドに対する不信感をいだかないようにすること。また、現場の組合員が一番不安に思うのは、準備状況が見えずに、郵便区調整が近づいてくることである。郵便局調整による効果を最大限に発揮するため、しっかりとスケジュール感を持ち進捗を図るとともに、その内容について社員と共有し、丁寧な対応をいただくよう格別な配慮をお願いしたい。」との考え方を示しました。

次頁以降に要求内容（下線部）と支社回答のポイントを記します。全体の要求回答は別紙を参照してください。

なお、中信支部における支部窓口を 11 月 29 日（金）までに、関係局における社員周知については 12 月 10 日（火）までに実施することになっていきますので承知ください。

【総論】

1. 木曾福島郵便局へ宮越郵便局（旧集配センター）の郵便区調整するに至った根拠を示すこと。また、その効果を明らかにするよう、求めたことに対し支社は、
郵便区調整することにより、足延べはあるものの、現在、宮越郵便局（旧集配センター）で実施している内務作業を木曾福島郵便局で行うことにより、作業の効率化が見込まれると
しています。
2. 別に説明としている「運送施設の調整」、「郵便機械等の配備計画」、「車両の移動」につい
て、早期に説明するよう、求めたことに対し支社は、
改めて説明することとしている計画については、準備作業に影響を及ぼさないよう、できる限り早期に作成の上、確定次第速やかに説明を行うとしています。

【業務】

3. 直前直後の業務運行に万全を期すこと。また年度末も近いことから、準備段階から特定の
個人に超勤が偏ることのないようにし、年間の時間外労働時間にも注視するよう、求めたこ
とに対し支社は、
直前直後の対応については、業務に支障を来たすことのないよう、支社からも関係郵便局と連絡を密に行うとともに準備状況等を訪問等で確認し、万全を期して取り組むとしていま
す。また、統合初日が月曜日のため、混乱が生じないよう、関係社員との連絡体制を確立す
るとしてしています。超勤については、個人に偏ることのないよう、業務の平準化をはかるとと
もに年間の超勤時間にも注視し取り組んでいくとしています。
4. 宮越郵便局（旧集配センター）における、局前ポストの1号開函の考え方を明らかにする
よう、求めたことに対し支社は、
現在、宮越郵便局（旧集配センター）の局前ポストには当日配達の日刊紙が差し出されて
いることから、差出場所を木曾福島郵便局へ変更いただくよう依頼していくとしています。
その上で1号開函を廃止し、一般の郵便差出箱と同様の取扱いとしていくとしています。な
お、宮越郵便局前ポストへの差出が継続する場合は1号開函を継続していくとしています。
5. 統合後の木曾福島郵便局における集配区のあり方について明らかにするよう、求めたこと
に対し支社は、
統合実施にあたり、出発地点が変更となるため、必要に応じて配達順路の見直しを行うと
してしています。また、大幅に配達時間が変更となる場合は、お客さまへご理解いただくよう丁
寧に説明を実施していくとしています。
6. 宮越郵便局が併設局でなくなることから、郵便窓口との授受時刻および宮越郵便局前ポ
ストの開函回数や時刻を早期に明らかにするよう、求めたことに対し支社は、
郵便サービスに準じた授受時刻、開函回数とし、ご利用いただくお客さまにご迷惑をお掛

けしないよう、木曾福島郵便局および宮越郵便局と調整の上、決定していくとしています。

7. 宮越エリアに休憩所や前送施設を確保するよう、求めたことに対し支社は、
宮越郵便局を休憩所・前送施設として使用する予定で調整しているとしています。

【要員】

8. 本施策により雇用終了となる期間雇用社員が出る場合は、業務に支障をきたさないよう、早めの要員確保を行うよう、求めたことに対し支社は、
今回の施策による雇用終了予定はありませんが、退職等が発生した場合、期間雇用社員の確保については引き続き、早期に確保できるよう対応していくとしています。

【その他】

9. 支部段階において意思疎通の時間を十分確保し、課題解決に向け丁寧な対応をはかるよう、求めたことに対し支社は、
支部段階の意思疎通については、地方段階で整理後、ルールに基づく支部窓口で円滑な業務運行および移行がはかれるよう、十分な意思疎通を行うとともに、課題等がある場合はその解決に向け、真摯に対応するよう指導していくとしています。
10. 本施策の実施計画および要員措置計画について、対象社員に丁寧に説明し理解・浸透をはかるよう、求めたことに対し支社は、
本施策の実施については社員の理解が最も重要なことから、丁寧に説明の上、理解・浸透をはかるよう指導していくとしています。
11. 本施策は年度途中の実施となるため、配達時間・ポストの開函時間等変更となる点については、お客さま周知・対応に万全を期すよう、求めたことに対し支社は、
全戸配布チラシによる周知、事業所への説明、配達時間が大きく変更となるお客さまへの説明等を行い、ご迷惑をお掛けしないよう対応していくとしています。